別表第三第十五号中「五千八百二十万枚」を「六千三百十八万枚」に改め、同表第二十三号中「三百五十一万枚」を「三百八十一万枚」に改め、同表中第三十四号を第三十五号とし、第二十五号から第三十三号までを一号ずつ繰り下げ、第二十四号の次に次の一号を加える。

二十五　新幹線鉄道開業五十周年を記念するため発行する千円の記念貨幣	五万枚

別表第四に次のように加える。

二十七　新幹線鉄道開業五十周年を記念するため発行する千円の記念貨幣であつて、その素材に銀を含むもののうちその製造に要する費用が千円を超え、かつ、特殊な技術を用いて製造し表面に光沢を持たせたもので、一枚を容器に入れたもの	八千三百円

附　則

（施行期日）

1　この政令は、公布の日から施行する。

（皇太子徳仁親王の婚姻を記念するための五万円の貨幣の形式等に関する政令の一部改正）

2　皇太子徳仁親王の婚姻を記念するための五万円の貨幣の形式等に関する政令（平成五年政令第百六十三号）の一部を次のように改正する。

第三条中「第三十五号」を「第三十六号」に改める。

財務大臣　麻生　太郎
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

職業能力開発促進法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十六年五月一日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

政令第百七十五号

職業能力開発促進法施行令の一部を改正する政令

内閣は、職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第四十六条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

職業能力開発促進法施行令（昭和四十四年政令第二百五十八号）の一部を次のように改正する。

別表第二中「ビル設備管理」を「ビル設備管理　機械保全」に改める。

附　則

この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。

厚生労働大臣　田村　憲久
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十六年五月一日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

政令第百七十六号

公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）附則第一条第三号の規定に基づき、この政令を制定する。

公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行期日は、平成二十六年十二月一日とする。

厚生労働大臣　田村　憲久
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

国民年金法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十六年五月一日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

政令第百七十七号

国民年金法施行令の一部を改正する政令

内閣は、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）の一部の施行に伴い、国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第十二条の二第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

国民年金法施行令（昭和三十四年政令第百八十四号）の一部を次のように改正する。

第四条の二を第四条の二の二とし、第四条の次に次の一条を加える。

（被扶養配偶者でなくなつたことの届出に関する技術的読替え）

第四条の二　法第十二条の二第二項の規定により法第十二条第六項から第九項までの規定を準用する場合には、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。